

第24回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年5月31日（金）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条許可申請について

議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業）について

報第2号 農地法第5条許可の専決処分について

その他 6月総会の会議開催予定日時

第25回総会を6月28日（金）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

何かと忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。黒坂会長に於かれましては、今週27日（月）、28日（火）に会長会議で東京に出張していただきました。新潟県からは37人の参加だったようです。全国では1,800人という大勢の参加で、国に対して要請活動を行ってきました。農政政策の強化に向けた政策提案や夜には新潟県選出の国会議員の方との農政懇談会と慌ただしい2日間だったと思います。大変お疲れ様でした。

ただ今から第24回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひ
します。

黒坂会長

皆さんご苦労様でございます。そろそろ大農家の皆さんを除きまして、田植えが一段
落したのではないかと思います。先程、局長から話がありましたように、27 日、28 日全
国農業委員会会長大会に参加させていただきました。この大会は農業委員会会長が、今
年度の趣旨を踏まえて、各地域にそれを浸透させていく意思固めだと思っています。そ
の中で確認してきたのが、意向把握と話し合い運動で人と農地の問題を解決していこう、
そして地域の声を取りまとめ意見の提出に積極的に取込む、認定農業者等の担い手の確
保・育成に取り組もう、自然災害から復興対策に万全を期そう、農業者年金の加入促進
を強化しよう、これらの趣旨を申し合せてきました。

夜は新潟県選出の国会議員の皆さんと懇談をする機会に恵まれました。その中で印象
に残ったのが、今、農業は高齢化社会になって、大変なことになっているという話にな
っていますが、裏を返せば若者が農業に定着できない、そういう政策が今日、高齢化に
進んでいるのではないかと、働ける場所と他産業並みの年収を確保すれば、自ずと人が集
まり農業が発展していく、日本は直接支払いが遅れているので、直接支払いをしっかり
することにより、若い農業者の定着が進んでいくというような話しをされている議員が
いました。当然だという気持ちになりました。

トランプ大統領が令和最初の国賓として日本を訪れていましたので、警戒態勢が強化
されていました。その中で野党の議員さんは、トランプ大統領が「貿易交渉は参議院選
挙後に素晴らしい結果になるでしょう」と言ったことについて、今は妥結したことを発
表することにより、参議院選挙や同日選挙に不利な条件になるのではないかと危惧して
いるため、戦っていくという話がありました。与党の議員さんは TPP11 以上の交渉に進
展させない努力をしていきたいと、そして今、トランプ大統領がターゲットにしている
のは牛肉、豚肉の関税を緩やかにして、来年の大統領選挙に畜産農家やそれらの人にい
い土産を与えるというのが一つの手だと、そしてオーストラリアからの牛肉等輸入品を
阻止して、アメリカ産牛肉を輸入させていく、そのためのトランプ大統領の交渉内容で
はないかと、そして自動車産業という人質を取りながら、進めてくるのではないかと
いう話が出ておりました。いずれにしても、輸入の自由化でこれからどんな政策が打
ち出されてくるかわかりませんが、私たち農業者としては絶対 TPP11 の影響が出ないよ
うな交渉を見守っていき、頑張っていかなければならないのではないかと思います。

今、北海道が 39.5 度になるという何十年ぶりの異常気象、そして私たちのところも
水不足と関係があり、今年の農業もどのような天候状況になるかわかりませんが、工夫
しながら、水の管理をしながら、今年度産こそ、豊作である農業にしていきたいという

ところです。皆さんからもご協力をお願いしたいと思います。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田局長

事務局です。委員数は 19 人であります。欠席報告 1 人、現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることを報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 24 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、7 番 新澤 廣彦委員、14 番 阿部 淳一委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

議案の説明の前に、本日配布させていただきましたが、議案の変更について説明させていただきます。

最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」ですが、申請番号 1 の案件について、譲渡人 ○○ ○○氏がお亡くなりになりました。今後相続登記が必要となりますので、今回の申請は取下げとなります。議案書鑑の議第 1 号について「6 件 田 12, 131 m²」にご訂正ください。

次に、「議第 7 号 農地法第 5 条買受適格証明願について」ですが、同願は、期間入札で申し出がない場合の特別売却に係る買受適格証明の案件であり、当該申請地について、期間入札において落札されたため、取下げとなりましたので、本議案は削除になります。

最後に、先月の総会の「議第 5 号 農地法第 5 条買受適格証明願について」でご許可いただいた案件について、その後今月 23 日に期間入札において落札され、24 日申請人からの 5 条許可申請を受け、専決処分を行い、同日許可証を交付いたしました。この案件については、「報第 2 号 農地法第 5 条許可の専決処分について」を追加し、ここでご報告させていただきます。

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、申請事由、契約の種類、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 2 大字吉井字北沖○○番○ 田 204 m²。大字吉井○○番地 ○○ ○○。大字曾地○○番地 ○○ ○。経営規模拡大。自作地の売買。 円です。

申請番号 3 大字曾地字六十刈○○番○ 外 4 筆 田 2,715 m²。三条市西大崎○丁目○番○号 ○○ ○○。大字曾地○○番地 ○○ ○。経営規模拡大。自作地の売買。 円です。

申請番号 4 大字曾地字小田ノ入○○番 外 1 筆 田 3,228 m²。大字曾地○○番地 ○○ ○○。大字曾地○○番地 ○○ ○。経営規模拡大。自作地の売買。 円です。

申請番号 5 大字曾地字五百刈○○番○ 田 1,005 m²。三条市西大崎○丁目○番○号 ○○ ○○。大字曾地○○番地 ○○ ○○。経営規模拡大。自作地の売買。 円です。

申請番号 6 大字安田字野口○○番 外 7 筆 田 3,985 m² 畑 448 m² 計 4,433 m²。神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷○丁目○番○号 ○○ ○○。大字安田○○番地 ○○ ○○。経営規模拡大。自作地の売買。 円です。

申請番号 7 大字安田字野口○○番○ 外 1 筆 田 994 m²。大字安田○○番地 ○○ ○○。大字安田○○番地 ○○ ○○。経営規模拡大。自作地の売買。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に

該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字安田字南谷〇〇番〇 田 133 m²。大字安田〇〇番地 〇〇 〇〇。車庫兼物置。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である車庫等として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 2 日吉町字朝戸開〇〇番〇 田 128 m²。日吉町〇番〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。議第 3 号 5 条許可申請 申請番号 6 に関連するものです。

申請番号 3 日吉町字花水〇〇番〇 田 260 m²。加茂市若宮町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 4 関町字沢田〇〇番〇 田 279 m²。関町〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅及び車庫。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である宅地等として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

なお、審査結果については、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 長浜町字松美〇〇番〇 畑 156 m²。長浜町〇番〇号 〇〇 〇〇〇外 2 名。長浜町 4 番 23 号 〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請番号 2 大字中田字原川原〇〇番〇 外 2 筆 畑 314 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇 外 1 名。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 3 大字与板字谷内田〇〇番〇 田 254 m²。神奈川県横浜市港北区小机町 〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇号 〇〇 〇〇。大字与板〇〇番地 〇 〇〇〇〇〇。

農機具格納庫。第2種でございます。

申請番号 4 大字与三字前田〇〇番〇 外 2 筆 田 469 m²。大字与三〇番地 〇〇
〇〇。北半田〇丁目〇番〇-〇〇号〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種で
ございます。

申請番号 5 大字南条字古屋敷〇〇番〇 外 1 筆 畑 71 m²。大字南条〇〇番地 〇
〇 〇〇〇。神奈川県川崎市高津区下作延〇丁目〇番〇号〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇。雪捨て場。第2種でございます。

申請番号 6 日吉町字朝戸開〇〇番〇 外 1 筆 田 1,422 m²。日吉町〇番〇号 〇
〇 〇〇 外 1 名。豊町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。障害者就労支援施設。第3種
でございます。議第2号4条許可申請 申請番号2に関連するものです。

申請番号 7 大字中田字関野〇〇番〇 畑 501 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。
大字中田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。事務所。第2種でございます。

申請番号 8 松波〇丁目字小糠ママ〇〇番〇 外 2 筆 畑 235.64 m²。松波〇丁目〇
番〇号 〇〇 〇〇。松波〇丁目〇番〇-〇〇号〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。
第3種でございます。

申請番号 9 新赤坂〇丁目〇〇番 畑 283 m²。番神〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。
桜木町〇番〇-〇〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外 1 名。一般個人住宅。第3種で
ございます。

申請番号 10 大字古町字下ノ段〇〇番 畑 46 m² 長峰町〇番〇号 〇〇 〇〇。
大字古町〇〇番地 〇〇 〇〇。通路敷。第2種でございます。

申請番号 11 大字加納字漆山〇〇番〇 畑 280 m²。駅前〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇
〇〇〇〇。神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央〇丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇 〇〇。車庫
兼物置。第2種でございます。

なお、審査結果については、許可申請書類審査結果一覧表 4 ページのとおり、特に問
題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございま
せんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することに
異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 6 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字女谷字奴留めき〇〇番〇 外 3 筆 田 6,221 m²。富山県富山市牛島町〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇。工事事務所及び宿舍。一時転用期間の変更。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字吉井字荒谷〇〇番 外 2 筆 田 2,284 m² 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。石油・天然ガス生産基地。一時転用期間の変更。第 2 種でございます。

申請番号 3 大字青海川字古宮〇〇番〇 外 2 筆 田 753 m² 畑 3.3 m² 計 756.3 m²。大字青海川〇番地〇 〇〇 〇〇〇。キャンプ場及び駐車場。当初植林を予定していましたが、事情によりこれを取りやめ、自身が経営するキャンプ場等として利用するものです。第 2 種でございます。

なお、審査結果については、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

議案書 7 ページをご覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県経営体育成基盤整備事業 西山町上山田地区 関連）
- 2 利用権の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権の移転時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積でございますが、田 9 筆 6,063 m²
- 9 関係人の数でございますが、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 2 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告予定年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年 6 月 18 日を予定しております。

明細は次の 8 ページ記載のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はごさい

ませんか。

－ 「なし」 との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案とおりとすることにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

議案書 9 ページをご覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和元(2019)年6月20日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農地の面積 賃借権 一般分 田5筆3,198㎡
- 7 関係人の数 受人1人 渡人2人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告予定日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年6月19日を予定しております。

明細は次の10ページ記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案とおりとすることにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

次に「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業）について」事務局の報告説明を求めます。

濁川職員

報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 6 月 28 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第 1 号の報告を終了とします。

議長

次に「報第2号 農地法第5条許可の専決処分について」事務局の報告説明を求めます。

阿部係長

それでは、本日追加報告としまして、報第2号 農地法第5条許可の専決処分について、ご報告申し上げます。議案書13ページをご覧ください。

平成31年4月26日開催の第23回総会でご許可をいただきました「農地法第5条の許可を要する農地の買受適格証明願」について、専決処分を行いました。

同願の内容は、申請人 米山台〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇。土地の所在地 大字曾地字五百刈〇〇番。地目 田 面積 892 m²。利用目的 事務所・産業廃棄物一時保管場所及び重機置場。農地区分 第2種となっております。

新潟地方裁判所長岡支部執行の期間入札において5月23日落札、24日申請人からの5条許可申請を受け、専決処分を行い、同日許可証を交付いたしました。

以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第2号の報告を終了とします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。

ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第24回農業委員会総会（R1.5.31）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

令和元年度機構集積協力金等説明会、農業委員・推進委員、6月3日（月）・4日（火）・6日（木） J A柏崎各支店です。

農業委員会だより（第 39 号）編集会議、編集委員、6 月 20 日（木）10 時から 市役所 4 階小会議室です。

柏崎市担い手農業者総合研修会及び交流会、担い手農業者、6 月 21 日（金）14 時 30 分から研修会、17 時 15 分から交流会、メトロポリタン松島です。

農業委員会会長会議・情報事業推進会議、会長（欠席）、7 月 2 日（火）・3 日（水）午後から、糸魚川市「権現荘」です。7 月 3 日（水）4 日（木）と山形への管外視察のため会長欠席です。

地域別農業委員会研修会（中・上越地区共催）、7 月 23 日（火）13 時 30 分から、上越市頸城区「ユートピアくびき希望館」です。例年 11 月に開催していた地域協議会ですが、中越地区と上越地区の協議会が同一講師を希望したため、講師の日程調整のやり繰りから 1 回で行うこととしたもの。講師は農地政策に造詣の深い田代洋一先生です。

2 2019 年度 管外視察研修の参加状況（報告） 3 日（水）、4 日（木）山形へ参ります。4 月の総会で案内させていただきました。本日締め切りになっております。現在参加 20 人です。まだ提出していない方がおりましたら、出していただければと思います。

3 第 25 回総会・総決起集会（農業委員・推進委員） 6 月 28 日（金）15 時 30 分から 市役所 4 階 大会議室 農地パトロールの打合せ 総決起集会（懇親会）17 時 45 分から「浪花屋夕風亭」です。総決起集会（懇親会）の締め切りは 6 月 17 日（月）となっております。

以上、よろしく申し上げます。

No.5 植木 稔委員

先ほどの議第 3 号について質問してもよろしいでしょうか。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請についての申請番号 5 の申請事由が雪捨て場になっていますが、譲受人が川崎市の方です。こちらに住んで何か事業所をやっていて、それで雪捨て場として使うのかその辺のところを教えてください。

阿部係長

今回、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが〇〇さんの宅地を買うことになり、こちらも合わせて購入することになりました。何年か前に柏崎にいらっしゃった方で、また柏崎に戻ってくるようです。

No.5 植木 稔委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

No.5 植木 稔委員

6月20日に農業委員会だよりの編集委員会があるわけですが、毎年表紙の写真に苦労しているので、皆さんの方で何かありましたらお聞かせ願えれば編集委員としてはやりやすいです。よろしくお願いします。

議長

この農業委員会だよりの時はだいたい農作業風景や地域でやっている特産品の写真が使われています。何かありましたらよろしくお願いします。

議長

私も農業委員会の他にも色々な会議に出席させていただいていますが、その中で出てくる話が、鳥獣被害です。イノシシの被害についての話が出てきます。平成30年度の狩猟期間が終わり、成果が市に報告されていると思いますので、わかりましたら事務局から報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。

濁川職員

昨日、農政課からデータをいただきました。電気柵の設置ですが、昨年度は17地区20,450mの設置、金額は3,122,139円の事業費でした。捕獲頭数は柏崎の猟友会で把握している数字は255頭と報告が挙がっています。くくり罠を設置したのが50機です。被害があったということで、共済金の支払いがなされています。集落数にして20、被害面積は775a、被害金額は2,632,129円です。有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助事業ということで、4人の方が対象になり、補助金額が92,450円となっています。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。4月は雨が降りましてなかなか田んぼが乾かず、5月は日照り続きで田んぼが乾きすぎて、水不足です。大概の方は田植えも終わったと思いますが、私はまだ終わっていません。昨日も農協総代会がありました。来週以降も色々ありますが、ご参加いただきたいと思います。7月は行事が混んでいますが、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後2時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____